

平成18年度 東京都立産業技術研究センターの財務諸表について(概要)

1 東京都立産業技術研究センターの財務諸表の取り扱いについて(地方独立行政法人法第34条)

- (1)法人は、毎年度事業終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その認定を受けなければならない。
- (2)法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3)設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
- (4)法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成18年度財務諸表の概要及び相互関連図

単位:百万円

